

岩手県告示第219号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定したいので、その旨告示する。

令和元年8月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 山田町船越大島鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 山田町船越大島鳥獣保護区の区域
- 3 存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分 集団繁殖地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的 山田町船越大島鳥獣保護区は、陸中海岸船越半島の南東約1キロメートルの海上に位置する船越大島の全域であり、植生は、天然のタブノキ、アカマツの壮齢木から構成されており、林床は広くオオバジャノヒゲに覆われている。また、周囲には岩場があり、海鳥の良好な生息環境が保存されておりクロコシジロウミツバメ等のウミツバメ類やオオミズナギドリの繁殖地となっている。

特別保護地区に再指定しようとする区域は、鳥獣保護区の全域であり、海鳥の繁殖地として生息環境を保全し、保護繁殖を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域で繁殖する鳥類及びその繁殖地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。

イ 定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査を通して、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ウ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間 令和元年8月20日から同年9月2日まで

(2) 縦覧場所 岩手県環境生活部自然保護課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター